

介護予防教室「はつらつ元気アップ教室」参加者募集



- 体力測定、筋力アップ体操、栄養や口腔ケアに関する講話などを行います。
- ▽日時 令和4年1月12日から3月23日までの毎週水曜日午後2時～3時30分(全9回、2月23日、3月9日を除く)
- ▽場所 あきる野保健相談所
- ▽講師 健康運動指導士、歯科衛生士、管理栄養士
- ▽対象 市内在住で65歳以上の方
- ▽定員 15人(申込み順)
- ※初めての方優先
- ▽持ち物など 飲み物、タオル、筆記用具、動きやすい服装、室内履き
- ▽費用 無料
- ▽締切り 12月15日(水)まで
- ▽その他 自宅が最寄りのバス停などから会場まで送迎を行います。希望の方は、申込み時に申し出てください(定員8人)。
- ▽申込み方法 12月2日(木)の午前8時30分から電話で申し込んでください。
- ▽申込み・問合せ 高齢者支援課 高齢者支援係 (直通558・1953)

12月は「オール東京滞納STOP強化月間」です



都と区市町村が連携し、徴収対策を集中して実施しています。

都と区市町村では、安定した徴収確保と納税義務の公平性確保を目指して、12月を「オール東京滞納STOP強化月間」と位置づけ、広報や催告による納税推進、差押えやタイロック、搜索などの滞納処分など、多様な徴収対策に取り組んでいます。

▽問合せ 徴税課徴税係

「認知症家族の会」に参加しませんか



- 認知症の方や認知症の方を介護している家族が集まって、介護のことなど、色々な話をしていきます。参加を希望する方は、直接会場へお越しください。
- ▽日時 毎月第1・第3金曜日 午後1時30分～3時
 - ▽場所 あきる野ルピア4階会議室
 - ▽対象 認知症の方、認知症の方を介護している家族
 - ▽費用 1か月200円
 - ▽問合せ 認知症家族の会代表 大西 (☎090・9234・3566)、高齢者支援課 高齢者支援係 (直通558・1953)

介護教室 「食べる力」を育むための「口腔機能」の大切な話



- 高齢者が食事をおいしく、完全に食べられるよう、「食べる力」を保つリハビリについてなど、体験・実践を交え、効果的なサポートを学びます。
- ▽日時 12月17日(金) 午後1時30分～3時
 - ▽場所 あきる野ルピア3階 産業情報研修室
 - ▽講師 言語聴覚士
 - ▽対象 市内在住・在勤の方
 - ▽定員 15人(申込み順)

高齢者げんき 応援事業



- ▽受付時間 平日午前9時～午後5時
- ▽対象 市内在住で65歳以上の方

開戸センター (☎5500・2755)

- ▽健康麻雀(役・点数計算) 役・点数計算が分からない方大歓迎です。楽しみながら覚えましょう。
- 日時: 毎週火曜日 午前10時～正午(毎月第2・第4火曜日 午後1時～3時)
- 講師: 開戸センター職員
- 定員: 8人(申込み順)
- 費用: 1回500円

萩野センター (☎5500・2722)

- ▽三種のお花のブローチ お花

- 高齢者が食事をおいしく、完全に食べられるよう、「食べる力」を保つリハビリについてなど、体験・実践を交え、効果的なサポートを学びます。
- ▽日時 12月17日(金) 午後1時30分～3時
 - ▽場所 あきる野ルピア3階 産業情報研修室
 - ▽講師 言語聴覚士
 - ▽対象 市内在住・在勤の方
 - ▽定員 15人(申込み順)
- ▽その他 当日の検温とマスクの着用をお願いします。体調が優れない方は、ご遠慮ください。
- ▽申込み方法 12月2日(木) 午前9時から電話で申し込んでください。
 - ▽申込み・問合せ 中部高齢者はつらつセンター (☎5500・6101)
 - ▽担当課 高齢者支援課 高齢者支援係

- の布のブローチを三種類作ります。帽子やバックに付けてもおしゃれになります。
- 日時: 12月16日(木)・20日(月) 午前10時～正午(全2回)
 - 講師: 佐々木英子さん
 - 定員: 3人(申込み順)
 - 持ち物: 裁縫道具
 - 費用: 初回一括1500円(材料費込み)



- ▽帽子作り教室(手縫い、色はキヤメルページ) 軽くて、暖かい帽子でおしゃれをしましょう。
- 日時: 12月10日・17日・24日の金曜日 午後1時30分～3時30分(全3回)
- 講師: 帽子講師
- 定員: 5人(申込み順)
- 持ち物: 裁縫道具
- 費用: 1回千円、初回材料費二千円



五日市センター (☎5530・0330)

- ▽洋楽サロン 懐かしいポピュラーソングを歌いましょう。
- 日時: 毎月第1・第3水曜日(祝日を除く) 午後1時30分～3時30分



耐震改修などをした住宅の固定資産税を減額します

耐震改修をした住宅

令和4年3月31日までに耐震改修工事をした住宅で次の要件を満たす場合、翌年度分の家屋の固定資産税の2分の1を減額します。

▽対象

- 昭和57年1月1日以前に建築された住宅
- 併用住宅では住宅部分の面積が2分の1以上
- 耐震改修に1戸当たり50万円を超える費用が掛かった住宅
- 減額対象床面積: 1戸当たり120平方メートル相当分まで
- 特別の適用は1回限り

省エネ改修をした住宅

令和4年3月31日までに一定の省エネ(熱損失防止)改修工事をした住宅で次の要件を満たす場合、120平方メートルを限度に翌年度分の家屋の固定資産税の3分の1を減額します。

▽対象

- 平成20年1月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く)で、次の改修工事に補助金などを除く自己負担額が50万円を超える費用が掛かった住宅
- 窓の断熱改修工事(必須)
- 床、天井か壁の断熱改修工事
- 住宅床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下
- 併用住宅では、住宅部分の面積が2分の1以上

※特別の適用は1回限り

バリアフリー改修をした住宅

令和4年3月31日までにバリアフリー(居住安全)改修工事をした住宅で次の要件を満たす場合、100平方メートルを限度に翌年度分の家屋の固定資産税の3分の1を減額します。

▽対象

- バリアフリー改修工事(廊下の拡幅、手すりの取り付け、階段の勾配の緩和、床の段差の解消、浴室の改良、引き戸の取り替え、便所の改良、床表面の滑り止め化)で、補助金などを除く自己負担額が50万円を超える費用の掛かった住宅
- 新築された日から10年以上を経過した住宅(賃貸住宅を除く)
- 併用住宅では、住宅部分の面積が2分の1以上
- 次のいずれかの方が居住する既存の住宅
- 65歳以上の方(工事が完了した翌年の1月1日現在)
- 要介護認定が要支援認定を受けている方
- 障がいのある方
- 住宅床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下
- 耐震改修特例を受けている場合は、適用を受けることができません(省エネ改修特例の適用は、同時に受けることができません)。
- 特別の適用は1回限り

※改修後3か月以内に申告書を提出してください。

※申請に必要な書類などは、市ホームページをご覧ください。だくか、お問い合わせください。

▽問合せ 課税課家屋資産税係